

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
1改正の背景(4)のなお書きにおいて、「特定資産を取得する場合の特別償却制度についても同様」との記載があるが、何が「同様」なのかが不明。	取得した特定資産について特別償却制度の適用を選択する場合で、かつ、その取得した事業年度の翌事業年度以降に国庫補助金等の交付を受けて圧縮記帳を適用する場合も、その特別償却の償却限度額の計算の基礎となる取得価額は国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額とすることから、「同様」としています。 なお、特別償却制度は税額控除制度と異なり、減価償却費の前倒し計上が認められる制度であって、トータルの減価償却限度額は圧縮記帳後の取得価額が基礎となることに疑義がないため、特段の取扱いを設けることはしておりません。
「供用年度において税額控除限度額等の計算の基礎となった特定資産の取得価額から圧縮記帳により損金の額に算入することとなる金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を再計算し、修正申告を行うことを明らかにする見直し」を行うとあるが、法令解釈通達の発遣日前の法令であっても、改正前の通達にある「法人が、措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることはできないものとする。」とする解釈は難しいと考えられるため、更正の請求などによる救済方法も示してほしい。	今般の法令解釈通達の改正は、①近年の国庫補助金等の交付業務においては事前に目的資産を取得し、その取得後に補助金の交付が行われるスキームが一般的になっていること、及び②令和4年度の税制改正において、資産を先行取得してから事後的に圧縮記帳を適用する場合の税務上の処理が明らかにされたことを踏まえ、税額控除制度と圧縮記帳のいずれも適用を受けようとする場合の調整について、従来講じられていた措置も含め、より実態に即した取扱いとなるよう見直しを行うものであり、改正後の通達の発遣日以後に取得する資産から新たな取扱いを適用することとし、同日前に取得した資産についてはなお従前の例によることとしています。
上記いただいた御意見のほか、軽微な修正を行いました。	租税特別措置法関係通達（法人税編）関係 42 の 5～48(共)－3 の 2（注）1において、「法人税法施行令第 54 条第3項に規定する「損金の額に算入された金額(……金額を加算した金額)」を適正に見積もることが困難である場

(別紙１)

	合には、国庫補助金等の交付見込額を税額控除限度額等の計算の基礎となる資産の取得価額から控除する」こととしていましたが、「損金の額に算入された金額(……金額を加算した金額)」の計算結果と「国庫補助金等の交付見込額」はおおむね一致するため、適正に見積もることが困難である場合に限定せず、資産の取得価額から控除する金額についてはいずれの金額も用いることができるよう修正を行いました。
--	--

(参考) 今回の意見公募手続に付した「『租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について』(法令解釈通達)ほか３件の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について」の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

なお、「御意見の概要」欄は、要約したものを掲載しております。